

衆議院法務委員会ニュース

平成 27.6.12 第 189 回国会第 23 号

6 月 12 日（金）、第 23 回の委員会が開かれました。

1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 42 号）（取調べの録音・録画制度の創設について）

・上川法務大臣、山谷国務大臣（国家公安委員会委員長）、中山外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

國重徹君（公明）

- ・6月10日の参考人質疑における桜井参考人（布川事件冤罪被害者）外4名の参考人の意見を聞いて、どのように感じたか、今後その意見をどのように活かしていこうと考えているか、法務大臣及び国家公安委員会委員長の所見を伺いたい。
- ・性犯罪に係る取調べの録音・録画の運用に際し、被害者のプライバシーをどのように保護するのか、一方で、被告人の防御権に配慮した措置をどのように講じていこうと考えているのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・本法案附則第9条の検討条項について、法律施行後3年を経過した際の検討の場をどのように設けようと考えているのか、法務大臣の見解を伺いたい。

重徳和彦君（維新）

- ・改正後の刑事訴訟法第301条の2第4項で規定される取調べの録音・録画義務の例外事由のうち、第1号の機器の故障等については、機器の故障を一番に想定することは不適切であり、第2号の供述が得られない場合については、被疑者の目の前に威圧的にカメラが置かれているという事情があることから容易に認められ得ると考えられ、これらの例外事由には違和感があるが、第1号・第2号の例外事由の趣旨について、伺いたい。
- ・今回の改正において取調べの録音・録画制度の対象事件を限定することは、過去のえん罪事件の反省を受けての取組であるにもかかわらず、志布志事件や氷見事件といったえん罪事件が対象事件に含まれず、適当ではないと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・米国国務省の国別人権報告書では、日本の刑事手続が野蛮で不十分と指摘され、日本の刑事手続の現状が相当悪いというイメージが海外に広がっているため、取調べの録音・録画を義務付けること等の取組について海外に発信する必要があると考えるが、外務副大臣の見解を伺いたい。

井出庸生君（維新）

- ・取調べの録音・録画制度の対象事件を限定する理由として、本会議での答弁において、「事案の真相の解明」が挙げられたが、「事案の真相の解明」とは、警察の捜査のみではなく、裁判において立証を尽くし、被告人が罪を償うところまでを指すものと捉えるべきである。本制度は、裁判における立証に有用なものであるから、「事案の真相の解明」は、対象事件を限定する理由とはならないと考えるが、国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。
- ・取調べの録音・録画制度の対象事件が限定される結果として、警察において録音・録画が行われなかった事件について、裁判の中で供述の任意性に争いが生じた場合に、検察官の立証に支障を来すのではないかと懸念があるが、法務大臣の認識を伺いたい。
- ・取調べの録音・録画制度の対象事件を、裁判員裁判の対象事件と定めることは、両制度の目的が異なることから相当でないと考えるが、それでもなお、このように定める場合には、裁判員裁判対象事件の選択の在り方についても、今後、議論が必要になると思われる。この点について、法務大臣の見解を伺いたい。